

# まちなみ

～人と環境に優しいまちづくりを目指して～

第27号(選挙特別号) 平成21年2月13日

編集・発行 羽村市都市整備部区画整理事業課



## 羽村駅西口土地区画整理審議会委員の選挙を 執 行 し ま す

羽村駅西口土地区画整理審議会委員選挙につきましては、1月7日～1月20日に選挙人名簿の縦覧を行い、1月30日の選挙人名簿の確定を経て、宅地所有者委員の数を7名、借地権者委員の数を1名に決定しました。

また、1月31日～2月9日まで立候補の受付を行い、宅地所有者からは9名、借地権者からは2名の方々が立候補されました。

この結果、候補者数がそれぞれの委員の定数を上回りましたので、審議会委員の選挙を下記のとおり執行します。

### 投票日等について

投票日	2月22日(日)
投票時間	午前7時～午後8時
投票場所	羽村東小学校多目的教室
開票場所	同 上
開票時間	午後8時30分～

## 立候補された方々

審議会委員選挙に立候補された方々は、次のとおりです。

### 1 宅地所有者の部（定数7名）

候補者数 9 名（立候補届出順）

	住 所	氏 名
①		加 藤 照 夫
②		小 宮 國 暉
③		森 田 久 生
④		吉 永 功
⑤		神屋敷 和 子
⑥		島 谷 晴 朗
⑦		島 田 俊 男
⑧		中 野 恒 雄
⑨		山 下 一 夫

### 2 借地権者の部（定数1名）

候補者数 2 名（立候補届出順）

	住 所	氏 名
①		武 政 健太郎
②		小 倉 弘 之

## 投票にあたっての注意事項

投票の際に必要なもの及び注意事項は次のとおりです。

権利の種類	投票時に必要なもの	注意事項
1人で土地を所有または借地している方	同封されている 「 <b>選挙執行通知書</b> 」	
2人以上で土地を所有している方	同封されている 「 <b>選挙執行通知書</b> 」  代表者選任届を提出されていない方には、「執行通知書」を同封しておりませんが、投票日当日までに右記の手続きをしていただければ、交付します	<b>投票をするためには、代表者選任届の提出が必要です。</b> なお、投票日当日までに代表者選任届を提出すれば、投票することができます。  【代表者選任届の提出先】 ①投票日2日前まで 羽村駅西口土地区画整理事務所 ②投票日当日 投票所受付  ※代表者選任届には、所有者全員の署名、実印、印鑑証明書が必要です。
法人の方	同封されている 「 <b>選挙執行通知書</b> 」 及び 「 <b>投票者指定証明書</b> 」	

## その他

- ・選挙執行通知書が2通以上送付されている場合があります

種類の異なる権利をお持ちの方は、選挙執行通知書が2通以上送付されています。

この場合は、2票以上投票することができます。

## 土地区画整理審議会委員の役割

今回、選挙によって選出される土地区画整理審議会委員は、**事業を適正に執行するため**、下記の事項について審議する役割を持っています。

主な審議事項については次のとおりです。

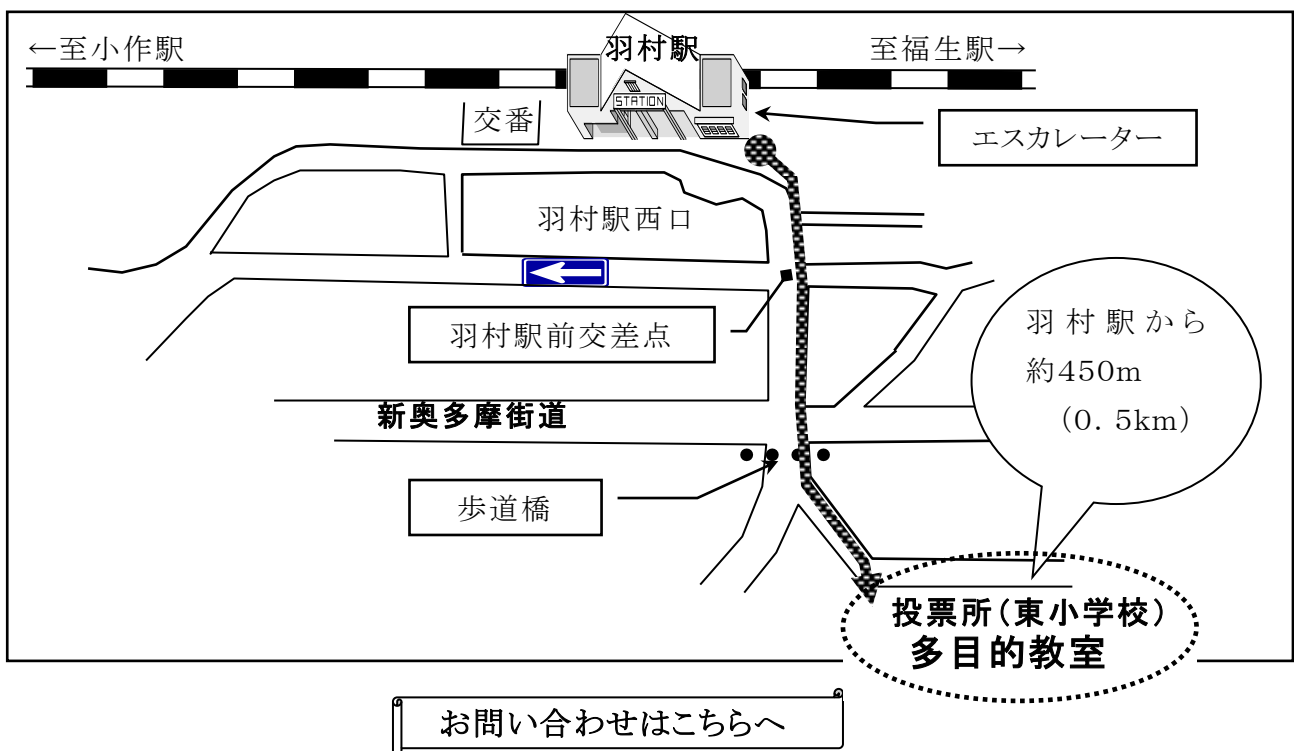
・「同意」を必要とする事項（同意事項）

- ① 評価員を選任しようとする場合
- ② 学校や道路などについて、換地計画において特別の定めをする場合
- ③ 保留地を決定する場合
- ④ 宅地地積の適正な地積を定める場合

・「意見」を必要とする場合（諮問事項）

- ① 換地計画を作成しようとする場合
- ② 換地計画を変更しようとする場合
- ③ 換地計画の縦覧により意見書の提出のあった場合の内容審査
- ④ 仮換地を指定しようとする場合

### 【投票所案内図】



#### ○羽村駅西口土地区画整理事務所

【開所日】毎週月曜日～金曜日

【開所時間】

午前8時30分～午後5時15分

【所在地】羽村市羽東1-29-35

TEL (042) 570-7474

※ 祝日は、閉所します。

#### ○羽村駅西口個別説明事務所

【開所日】毎週月曜日～土曜日

【開所時間】

①月・水・金・土曜日 午前9時～午後5時

②火・木曜日 午前9時～午後8時

【所在地】羽村市羽東1-14-1

TEL (042) 554-9026

※ 祝日は、閉所します。